

## 兵庫県立がんセンターのあり方検討委員会設置要綱

## (設置)

第1条 県立がんセンターのあり方を検討するため、兵庫県立がんセンターのあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を病院事業管理者に報告する。

- (1) 県立がんセンターの診療機能、研究機能等の現状及び課題
- (2) がん医療の状況と最新の動向
- (3) 県立がんセンターのあり方
- (4) その他、県立がんセンターのあり方に関し必要な事項

## (組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる9人以内の委員で組織する。

## (委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合において、代理人は、会議が開かれる前に委任状を委員長に提出しなければならない。
- 4 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

## (謝金)

第6条 委員（兵庫県職員である委員を除く。この条及び次条において同じ。）が委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

- 2 前条第3項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して、委員と同額の謝金を支給する。

- 3 前条第4項の規定に基づき、委員以外の者が会議に出席したときは、この者に対して、委員と同額の謝金を支給する。

(旅費)

第7条 委員が委員会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

- 2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により算出した額に相当する額とする。
- 3 第5条第3項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して、旅費を支給する。この場合において、旅費の額は、委員と同様の取扱いとする。
- 4 第5条第4項の規定に基づき、委員以外の者が会議に出席したときは、この者に対して、旅費を支給する。この場合において、旅費の額は、委員と同様の取扱いとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、病院局企画課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成30年8月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

- 3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、兵庫県病院事業管理者が招集する。

(別表)

「兵庫県立がんセンターのあり方検討委員会」委員名簿

(敬称略)

区 分	役 職	氏 名
有 識 者	兵庫県参与	西村隆一郎
	国立がん研究センター 中央病院医長、企画戦略局室長	渡辺 裕一
	兵庫県看護協会会長	中野 則子
	ホスピタルマネジメント研究所代表	谷田 一久
関 連 大 学	神戸大学医学部附属病院長	藤澤 正人
医 師 会	兵庫県医師会常任理事	橋本 彰則
医 療 行 政	兵庫県健康福祉部長	山本 光昭
病 院 関 係 者	兵庫県病院事業副管理者	古川 直行
	兵庫県立がんセンター院長	吉村 雅裕